

北海道教育委員会教育長告示第4号

北海道立青少年体験活動支援施設条例第11条第3項の規定により、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和5年（2023年）2月8日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

利用料金の種類	利用料金の額	
	1人1日につき	1人1泊につき
1 4歳以上の幼児	0円	300円
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	0円	600円
3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	0円	900円
4 1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者	0円	2,100円
5 1から4までのいずれにも該当しない者（4歳未満の者を除く。）	100円	3,700円